

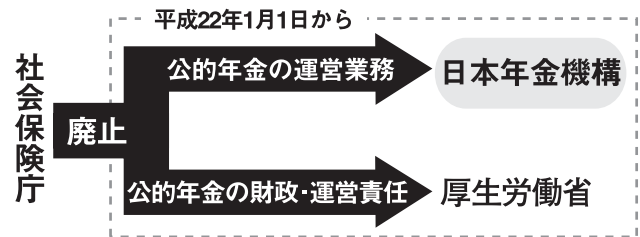
平成22年1月1日 **社会保険庁廃止**
日本年金機構 がスタート!

国民の信頼に応え、一層のサービス向上を目指し、社会保険庁は組織、人員を一新し「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在ある社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続き利用できます(所在地の変更なし)。

これまで、社会保険庁や社会保険事務所の名前で案内をしていた各種の関係書類は、今後は内容によって、厚生労働省または日本年金機構の名前で案内します。しかし、皆さんに何らかの手続きをしていただくことは一切ありません。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



問合せ 三島社会保険事務所 電話 055 973 1166

製造事業者の皆さんへ おかげさまで100周年!
工業統計調査
 にご協力ください

経済産業省では、平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として活用されるとともに、小・中・高等学校の教材など、広く活用されています。12月下旬から来年1月にかけて調査員がお伺いします。調査票の内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問合せ 秘書広報課 電話 055 948 1431

利用届出・申告手続き

12/14
 (月)
 開始!

エルタックス
市税の電子申告 eLTAX 受け付け開始!

電子証明書の主な発行機関

「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書 各法務局

「税理士証明書発行サービス」に係る認証局が作成する電子証明書 日本税理士連合会

地方公共団体による「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書 市役所市民サービス課

公的個人認証(電子証明書)の取得方法

- ① 住民基本台帳カードを取得する
 手数料 500 円
 持ち物
 ●官公署が発行した顔写真付きの身分証明書
 ●印鑑
 *住民基本台帳カードをすでに取得済みの人は、カードを持参。
- ② 公的個人認証(電子証明書)を取得する
 手数料 500 円

* 蕨山・大仁市民サービス課では、住民基本台帳カードの即日交付はできません。
 * 顔写真付きの身分証明書がない人や代理人による手続きをしたい人は、お問い合わせください。

問合せ 市民サービス課 電話 055-948-2901

* 電子証明書は発行する機関によって、取得の方法、費用などが異なります。詳しくは、各発行機関へお問い合わせください。

* 公的個人認証サービスを用いた申告には、ICカードリーダーが必要となります。

国税についてもインターネットを使って申告ができる国税電子申告・納税システム(e-TAX)があります。詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>
 問合せ 三島税務署 電話 055 987 6711

問合せ 市役所税務課
 個人市県民税・法人市民税 電話 055 948 2918
 固定資産税 電話 055 948 2907

こんなメリットがあります

オフィスや自宅からインターネットを通じて手続きができます。複数の地方公共団体への申告が、まとめて一度にできます。(電子申告システムサービスを開始している地方公共団体に限り)これまで、複数の都道府県や市区町村に申告を行う場合、申告書等をそれぞれに提出していましたが、eLTAXでは、利用者が作成した申告等の電子データをインターネットで送信するだけで、申告データ等から提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。(eLTAX対応ソフトに限る)

利用できる手続き

税目	申告関係	申請・届け出
個人市県民税(特別徴収)	給与支払報告書(総括表・個人別明細書) 公的年金支払報告書(総括表・個人別明細書) 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 特別徴収への切替依頼書 退職所得に係る納入申告書 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票	特別徴収義務者の所在地・名称変更届
法人市民税	法人市民税申告書	法人設立・開設届出書 事業年度・納税地・その他変更・異動届出書
固定資産税(償却資産)	償却資産申告書 種類別明細書	-

④ 暗証番号を変更する

数日後、「手続き完了通知」メールが届いたら、仮暗証番号の有効期限までにログインし、仮暗証番号を変更する。



③ eLTAX対応ソフトをインストール

eLTAXホームページから無料ソフト「PCdesk」をダウンロードし、インストールする。

* 市販の税務・会計ソフトの中にもeLTAXに対応しているものがあります。

② IDを取得する

eLTAXホームページから利用届け出を行う。送信が完了すると「利用者ID」と「仮暗証番号」等が発行される。

* 税理士などが納税者の代理としてeLTAXを利用する場合も利用届け出が必要です。

① 電子証明書を取得する



* 税理士に申告書等の作成・提出を依頼している場合は、電子証明書は不要です。

利用のための準備

* 詳しくは、ホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp>